

火災予防条例の一部を改正する条例（例） 新旧対照表

○ 火災予防条例（例）（昭和三十六年十一月二十二日 自消甲予発第七十三号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章～第四章（略）</p> <p>第五章 避難管理（第三十五条―第四十二条）</p> <p>第五章の二 屋外催しに係る防火管理（第四十二条の二―第四十条の三）</p> <p>第六章・第七章（略）</p> <p>附則</p> <p>（液体燃料を使用する器具）</p> <p>第十八条 液体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>一～九（略）</p> <p>九の二 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合は、消火器の準備をした上で使用すること。</p> <p>十～十三（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（固体燃料を使用する器具）</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第四章（略）</p> <p>第五章 避難管理（第三十五条―第四十二条）</p> <p>第六章・第七章（略）</p> <p>附則</p> <p>（液体燃料を使用する器具）</p> <p>第十八条 液体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>一～九（略）</p> <p>（新設）</p> <p>十～十三（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（固体燃料を使用する器具）</p>

第十九条 固体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。

一（二）（略）

2 前項に規定するもののほか、固体燃料を使用する器具の取扱いの基準については、前条第一項第一号から第九号の二までの規定を準用する。

（電気を熱源とする器具）

第二十一条 電気を熱源とする器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。

一（二）（略）

2 前項に規定するもののほか、電気を熱源とする器具の取扱いの基準については、第十八条第一項第一号から第七号まで、第九号及び第九号の二の規定（器具の表面に可燃物が触れた場合に当該可燃物が発火する恐れのない器具にあつては、同項第二号及び第五号から第七号までの規定に限る。）を準用する。

（使用に際し火災の発生のおそれのある器具）

第二十二条 火消つばその他使用に際し火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準については、第十八条第一項第一号から第七号まで、第九号及び第九号の二の規定を準用する。

第五章の二 屋外催しに係る防火管理

（指定催しの指定）

第四十二条の二 消防長（消防署長）は、祭礼、縁日、花火大会そ

第十九条 固体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。

一（二）（略）

2 前項に規定するもののほか、固体燃料を使用する器具の取扱いの基準については、前条第一項第一号から第九号までの規定を準用する。

（電気を熱源とする器具）

第二十一条 電気を熱源とする器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。

一（二）（略）

2 前項に規定するもののほか、電気を熱源とする器具の取扱いの基準については、第十八条第一項第一号から第七号まで及び第九号の規定（器具の表面に可燃物が触れた場合に当該可燃物が発火するおそれのない器具にあつては、同項第二号及び第五号から第七号までの規定に限る。）を準用する。

（使用に際し火災の発生のおそれのある器具）

第二十二条 火消つばその他使用に際し火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準については、第十八条第一項第一号から第七号まで及び第九号の規定を準用する。

（新設）

（新設）

の他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件に該当するもので、対象火気器具等（令第五条の二第一項に規定する対象火気器具等をいう。以下同じ。）の周囲において火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを、指定催しとして指定しなければならない。

2 消防長（消防署長）は、前項の規定により指定催しを指定しようとするときは、あらかじめ、当該催しを主催する者の意見を聴かなければならない。ただし、当該催しを主催する者から指定の求めがあつたときは、この限りでない。

3 消防長（消防署長）は、第一項の規定により指定催しを指定したときは、遅滞なくその旨を当該指定催しを主催する者に通知するとともに、公示しなければならない。

（屋外催しに係る防火管理）

第四十二条の三 前条第一項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の十四日前までに（当該指定催しを開催する日の十四日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあつては、防火担当者を定めた後遅滞なく）次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

一 防火担当者その他火災予防に関する業務の実施体制の確保に

関すること。

二 対象火気器具等の使用及び危険物の取扱いの把握に関すること。

三 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（第四十五条において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。

四 対象火気器具等に対する消火準備に関すること。

五 火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。

六 前各号に掲げるもののほか、火災予防上必要な業務に関すること。

2 前条第一項の指定催しを主催する者は、当該指定催しを開催する日の十四日前までに（当該指定催しを開催する日の十四日前の日以後に前条第一項の指定を受けた場合にあつては、消防長（消防署長）が定める日までに）、前項の規定による計画を消防長（消防署長）に提出しなければならない。

（火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出）
第四十五条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長（消防署長）に届け出なければならない。

一 一五 （略）

六 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店等の開設（対象火気器具等を使用する場

（火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出）
第四十五条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長（消防署長）に届け出なければならない。

一 一五 （略）

（新設）

合に限る。)

(罰則)

第四十九条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 三 (略)

四 第四十二条の三第二項の規定に違反して、同条第一項に規定する火災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかつた者

第五十条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

(罰則)

第四十九条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 三 (略)

第五十条 法人

の代表者

又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条に係る罰金刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があつたときは、その法人又は人について、この限りでない。